

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 4 年 7 月に実施した監査（一部令和 4 年 6 月に実施したものを含む。）の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 8 月 26 日

岐阜県監査委員	林	幸 広
岐阜県監査委員	国 枝	慎太郎
岐阜県監査委員	鈴 土	靖
岐阜県監査委員	長 縄	直 子
岐阜県監査委員	南	圭 一

財務監査及び行政監査の結果

令和4年8月26日

1 監査の種類

- ・地方自治法第199条第1項の規定による財務監査
(同条第4項の規定による定期監査として実施)
- ・地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和3年度を対象とした。

(2) 対象機関

知事部局 212 機関のうち、46 機関
 教育委員会 98 機関のうち、5 機関
 公安委員会 60 機関のうち、3 機関
 その他（上記以外）13 機関のうち、2 機関 計 383 機関のうち、56 機関（表1参照）

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

5 監査の結果

上記により監査したところ、表1のとおり19機関において12件の指摘事項、15件の指導事項が見受けられたので、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

上記の事項以外については、監査した限りにおいて、おおむね監査の対象となった事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

表1（監査の実施及び結果の概要）

	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査
					指摘	指導	検討	実施日（方法）
1	知事直轄	秘書課	7月27日	書面	—	—	—	6/21（書面）
2		広報課	7月27日	書面	—	—	—	6/21（書面）
3	総務部	法務・情報公開課	7月27日	書面	—	—	—	6/21（書面）
4		職員厚生課	7月26日	実地	—	—	—	7/8（実地）
5		県庁舎開設準備課	7月26日	実地	—	1	—	7/11（実地）
6		県庁舎建設課	7月26日	実地	—	—	—	7/6（実地）
7		総務事務センター	7月27日	書面	—	—	—	6/21（書面）
8	清流の国推進部	デジタル戦略推進課	7月28日	実地	—	1	—	7/12（実地）
9		情報システム課	7月28日	実地	—	—	—	6/21（書面）
10	危機管理部	防災課	7月21日	実地	1	—	—	7/5（実地）
11		消防課	7月27日	書面	—	—	—	6/21（書面）
12	環境生活部	脱炭素社会推進課	7月25日	実地	—	—	—	7/7（実地）
13		環境管理課	7月25日	実地	—	—	—	6/21（書面）

14	環境生活部	私学振興・青少年課	7月29日	実地	—	—	—	7/12 (実地)
15		統計課	7月27日	書面	—	1	—	6/21 (書面)
16		美術館	7月15日	実地	1	1	—	5/13 (実地)
17		博物館	7月5日	実地	1	—	—	5/17 (実地)
18	健康福祉部	男女共同参画・女性の活躍推進課	7月29日	実地	—	—	—	7/13 (実地)
19		子育て支援課	7月29日	実地	—	—	—	6/21 (書面)
20		中濃子ども相談センター	7月7日	実地	1	—	—	5/31 (実地)
21		飛驒子ども相談センター	7月13日	実地	—	1	—	6/2 (実地)
22	商工労働部	県産品流通支援課	7月29日	実地	—	—	—	7/12 (実地)
23		国際たくみアカデミー	7月7日	実地	—	1	—	5/31 (実地)
24		木工芸術スクール	7月13日	実地	—	—	—	6/2 (実地)
25	農政部	農産物流通課	7月21日	実地	—	—	—	6/21 (書面)
26		農業経営課	7月26日	実地	—	—	—	7/8 (実地)
27		農産園芸課	7月21日	実地	—	—	—	7/5 (実地)
28		畜産振興課	7月22日	実地	—	—	—	7/6 (実地)
29		家畜防疫対策課	7月25日	実地	—	—	—	7/7 (実地)
30		農村振興課	7月25日	実地	—	—	—	7/8 (実地)
31		農地整備課	7月22日	実地	—	—	—	7/7 (実地)
32		中山間農業研究所	7月13日	実地	—	1	—	6/3 (実地)
33	林政部	森林活用推進課	7月25日	実地	—	—	—	6/21 (書面)
34		県産材流通課	7月25日	実地	—	—	—	7/6 (実地)
35		森林経営課	7月22日	実地	—	—	—	6/21 (書面)
36		森林保全課	7月22日	実地	—	—	—	7/7 (実地)
37	県土整備部	技術検査課	7月29日	実地	—	—	—	7/13 (実地)
38		多治見土木事務所	7月14日	実地	—	—	—	6/13 (実地)
39		古川土木事務所	7月12日	実地	—	—	—	6/2 (実地)
40	都市建築部	下水道課	7月27日	実地	1	—	—	6/27 (実地)
41		建築指導課	7月26日	実地	—	—	—	7/11 (実地)
42		住宅課	7月27日	書面	1	—	—	6/21 (書面)
43		水資源課	7月27日	書面	—	—	—	6/21 (書面)
44		水道企業課	7月27日	実地	—	—	—	6/30 (実地)
45		公共交通課	7月28日	実地	—	—	—	7/11 (実地)
46		東濃建築事務所	7月14日	実地	—	—	—	6/14 (実地)
47	教育委員会	長良高等学校	7月1日	実地	—	—	—	5/24 (実地)
48		岐山高等学校	7月1日	実地	—	1	—	5/27 (実地)
49		加茂高等学校	7月7日	実地	—	1	—	5/30 (実地)
50		加茂農林高等学校	7月7日	実地	1	3	—	6/6 (実地)
51		東濃高等学校	6月28日	書面	1	1	—	5/23 (書面)
52	公安委員会	関警察署	7月5日	実地	1	—	—	5/30 (実地)
53		多治見警察署	7月14日	実地	2	1	—	6/13 (実地)
54		飛驒警察署	7月12日	実地	1	1	—	6/3 (実地)
55	各種委員会等	人事委員会事務局	7月27日	書面	—	—	—	6/21 (書面)
56		監査委員事務局	7月28日	実地	—	—	—	7/12 (実地)
計	指摘事項等のあった機関数： 19 機関				12 件	15 件	0 件	

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・ 検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表2 (指摘事項等の内容)

機 関 名	区 分	内 容
県庁舎開設準備課	指導事項	新県庁舎への移転等に係る基本計画作成に向けた諸調査・検討業務委託に係る検査事務において、事前決裁書において指定した検査者に変更が生じた場合は、当該変更に係る決裁を受けることになっているが、これが行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。
デジタル戦略推進課	指導事項	モバイル空間統計データ提供業務委託及び使用許諾に関する契約に係る契約事務において、契約金額が500万円以上の契約であるにもかかわらず、契約保証金の納付の免除に係る決裁が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。
防災課	指摘事項	公務中に地震体験車を防災備蓄館内の保管駐車場から移動する際、車両左後部の機器収容部扉を閉め忘れたまま前進したことにより防災備蓄館内のシャッター配線釦スチール配管を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料93,500円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
統計課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、交換対応(取得価格103,280円)となっていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
美術館	指摘事項	産業廃棄物の収集運搬及び処分業務の委託契約事務において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年9月23日政令第300号)に定める書面による契約が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	時間外勤務について、労働基準法第36条に基づく時間外労働・休日労働協定を締結後、行政官庁に届け出た上で時間外勤務を命ずべきところ、届出前に職員20名に対して時間外勤務を命じていたため、今後は適正に処理されたい。
博物館	指摘事項	家屋貸付料及び博物館使用料の収入事務において、博物館休館によりそれぞれ減額することとして県有財産賃貸借契約及び行政財産使用許可を変更しており、その後直ちに還付手続を行うべきところ、家屋貸付料については県有財産賃貸借変更契約日から60日、博物館使用料については行政財産使用許可変更通知日から26日それぞれ遅延していたため、今後は適正に処理されたい。
中濃子ども相談センター	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料129,998円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
飛驒子ども相談センター	指導事項	建設工事に係る契約事務において、「県発注の建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務並びに森林整備業務の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」の通知に基づく契約情報の公表が行われていないものがあつたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
国際たくみアカデミー	指導事項	産業廃棄物の処理に係る事務において、産業廃棄物の保管場所には法令等に定められた掲示板を設置すべきところ、設置されていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

中山間農業研究所	指導事項	産業廃棄物の処理に係る事務において、産業廃棄物の保管場所には法令等に定められた掲示板を設置すべきところ、設置されていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
下水道課	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料95,491円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
住宅課	指摘事項	旅費の支出事務において、車賃の計算を誤ったことにより、1件18円が過払いとなっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
岐山高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料44,635円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
加茂高等学校	指導事項	加茂高等学校ボート部棧橋建設に係るオオサンショウウオ調査委託業務の契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、暴力団から不当介入を受けた場合の警察への通報義務について特記仕様書等に記載していなかったため、今後は適正に処理されたい。
加茂農林高等学校	指摘事項	公務中に刈払機を操作した際、石が飛散したことにより車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として279,070円の費用負担が発生していたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	不用品の売払いに係る1件の契約事務において、収入の原因となる契約に係る決裁書で売却予定価格を定めるべきところ、これを定めることなく物品を売却していたため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	生産物(肉牛)に係る販売委託業務の契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、契約解除に関する条文を契約書に記載しておらず、また、暴力団から不当介入を受けた場合の警察への通報義務について特記仕様書等に記載していなかったため、今後は適正に処理されたい。
東濃高等学校	指導事項	産業廃棄物の処理に係る事務において、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の保管場所には法令等に定められた掲示板を設置すべきところ、設置されていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	特別徴収義務者として会計年度任用職員から令和2年8月に特別徴収税額分として6,900円を収入していたが、その後適切な処理が行われず滞留していたため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	東濃高等学校普通教室空調設備更新工事に係る契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、暴力団から不当介入を受けた場合の警察への通報義務について特記仕様書等に記載していなかったため、今後は適正に処理されたい。

関警察署	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として497,200円の費用負担が発生するとともに、部品交換費用として37,928円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
多治見警察署	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として440,000円の費用負担が発生するとともに、修繕料70,163円（うち相手方負担分56,130円）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指摘事項	公務のため物件事故に対応する際、職員の装着する装備品が物件事故車両と接触し、当該車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として83,512円の費用負担が発生していたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	自動販売機の設置に係る家賃貸付料の収入事務において、未納者に対する督促状を発行していなかったため、本来徴収すべき延滞金2,600円が徴収されていなかったため、今後は適正に処理されたい。
飛騨警察署	指摘事項	公務中の3件の交通事故について、損害賠償金として452,567円の費用負担が発生するとともに、部品交換費用として25,755円が支払われ、公用車が1台廃車（評価額310,000円）となっていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	除排雪業務に係る検査事務において、事前決裁で指定した検査者以外の者が検査を行っていたため、今後は適正に処理されたい。